

“あかいわももちゃん” イラスト使用注意事項



1 イラストの使用にあたって

- ① デザイン、名称等の著作権は、赤磐市に帰属します。
- ② イラストを使用しようとする団体または個人は、あらかじめ「イラスト使用承諾申請書」を赤磐市に提出し、その承認を受けなければなりません。
- ③ イラストは画像データまたは紙へ印刷したもの（カラー、白黒）を使用させていただきます。
- ④ 使用料は無料です。（※紙への印刷を希望される場合は別途印刷代金がかかります）
- ⑤ 使用期間は、使用開始年月日から起算して最長 1 年を限度とします。引き続き使用したい場合は、使用期間終了日の 1 ヶ月前から再申請を受け付けます。

2 必ず守っていただくこと

- ① 商標法（昭和34年法律第127号）第5条に規定する商標登録出願をしないこと。
- ② 承認された内容により使用し、付した条件に従うこと。
- ③ イラストには、原則として「赤磐市マスコットキャラクター」及び、名前「あかいわももちゃん」を表記すること。
- ④ 定められたデザイン、色、形等を正しく使用し、変更しないこと。改変したデザインの使用を希望する場合は、事前に担当課へ協議を諮ること。
- ⑤ イラストを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- ⑥ 承認された使用物件の完成品を、完成後速やかに写真（印刷物、電子データでも可）で提出すること。
- ⑦ 承認期間を厳守すること。

“あかいわももちゃん” のデザイン・仕様、名前表示の例



<注意点>

名前表示（あかいわももちゃん）の①表示位置、②文字の大きさ、③書体の3点については特に規定はありません。

<お問い合わせ先>

赤磐市役所総合政策部秘書広報課

TEL:086-955-4770

FAX:086-955-1261

Mail:hisho@city.akaiwa.lg.jp